

## 利益相反（COI）の開示について

第 60 回全国大学保健管理研究集会

公益社団法人全国大学保健管理協会利益相反関係の管理に関する規則に基づいて、ご講演、ポスター発表をなさるみなさまには利益相反（COI）の開示をお願い致します。規則の原文は全国大学保健管理協会のホームページでご確認下さい。

規則では、研究集会で講演、ポスター発表、報告書作成を行うにあたって、発表者が以下に該当する場合にはその事実を情報の受け手に開示することが求められています。開示について協会所定の書式はありませんが、ご参考まで日本内科学会のひな形を参考に見本を作成しました。演者はタイトルの次のページ 1 ページを使って日本語で読みやすい文字サイズで COI 開示を行って下さい。

なお、ここでいう発表者とは、当該発表内容の準備に関わる筆頭演者、指導監督を行った共同演者やその関係者が含まれます。利益相反を開示する意義を踏まえて積極的なご対応をお願い致します。

### <COI 開示が必要な場合>

- (1) 大学等における保健管理に関する業務および教育・研究活動に関して利害関係のある事業者等（以下、「関係事業者等」という。）の役員等へ就任し、一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年において年額 100 万円以上を得ている場合。
- (2) 関係事業者等の株式もしくは経営参画権を保有し、一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年において利益として年額 100 万円以上を得、もしくは所有として当該全株式の 5% 相当以上を保有している場合。
- (3) 関係事業者等が支払う給与、報酬、もしくは料金の受領が一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年において年額 50 万円以上の場合。
- (4) 関係事業者等が供与する労務の受領が一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年ににおいて年額 50 万円相当以上の場合。
- (5) 関係事業者等が寄付する金銭もしくは物品の受領が一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年において年額 50 万円以上の場合。
- (6) 関係事業者等が対象者の所属する機関に寄付する金銭、物品、もしくは機関内組織の優先的利用権の確保が一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年において年額 100 万円相当以上の場合。
- (7) 関係事業者等からのその他の便宜供与の受領が一事業者あたり直近の 3 カ年のいずれかの年において年額 50 万円相当以上の場合。